



金 沢 市 公 報

第 2 8 1 5 号

平成26年(2014年)11月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	4
○介護保険法の規定による事業者の指定について(2件) (介護保険課)	4
○介護保険法の規定による事業の廃止について (")	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定の更新について (障害福祉課)	5

● 公 告	
○予防接種を行う医師について(2件) (健康総務課)	6
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
● 選挙管理委員会告示	
○平成26年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	6
○平成26年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	7
● 監査公表	
○監査公表(第20号) (監査事務局)	7
● 農業委員会告示	
○平成26年第11回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	9
● 公営企業告示	
○昭和50年公営企業告示第1号(金沢市企業局出納取扱金融機関について)の一部改正について (企業総務課)	9

告 示

●金沢市告示第314号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
自転車 120台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成26年10月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成26年11月21日から平成27年2月20日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第315号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
浅野本町地内	自 転 車	1 台
長田町地内	自 転 車	1 台
新神田1丁目地内	自 転 車	1 台
中屋南地内	自 転 車	1 台
福久町地内	自 転 車	1 台
元町2丁目地内	自 転 車	1 台
北塚町地内	自 転 車	1 台
福増町北地内	自 転 車	4 台
八田町地内	自 転 車	1 台
駅西本町3丁目地内	自 転 車	1 台

畝田中4丁目地内	自 転 車	1台
三口町地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	3台
円光寺3丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	2台
本町2丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	2台
吉原町地内	自 転 車	1台
土清水1丁目地内	自 転 車	1台
有松2丁目地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	8台
久安3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成26年10月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成26年11月21日から平成27年5月20日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ケアーズ金沢訪問看護リハビリステーション	金沢市西念2丁目2番1号 デスタンNo.12ビル 2F	平成26年7月1日
かもめ薬局	金沢市鞍月東1丁目24番地	平成26年9月1日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル	平成26年9月1日

●金沢市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
ケアーズ金沢訪問看護リハビリステーション	あわーず石川金沢訪問看護ステーション	金沢市西念2丁目2番1号 デスタンNo.12ビル2F	平成26年8月1日

●金沢市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
室橋歯科医院	金沢市額谷1丁目36番地	平成26年8月25日
かもめ薬局	金沢市鞍月東1丁目24番地	平成26年8月31日
ホリ保安堂薬局	金沢市長町1丁目2番21号	平成26年9月30日

●金沢市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
宮田 哲志	みやた接骨院	金沢市もりの里1丁目58番地	平成26年10月2日

●金沢市告示第320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770105284	リハビリ&フィットネス 寿リハ駅西	金沢市駅西新町3丁目4番7号 ウエストポイントビル1階	株式会社エイムインタービジョン	平成26年10月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770105292	ポラリスデイサービスセンター 三馬	金沢市三馬3丁目50番地	株式会社ポラリス	平成26年10月1日	通所介護 介護予防通所介護

1770105300	サンケア戸板	金沢市戸板1丁目26番地	サンケア杜の里株式会社	平成26年10月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 通所介護 介護予防通所介護
------------	--------	--------------	-------------	------------	--------------------------------------

●金沢市告示第321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100554	おんまの里	金沢市大桑1丁目169番地	株式会社大桑の家	平成26年10月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
1790100562	麗・あわがさき	金沢市栗崎町ニ3番地1	株式会社サンケア金沢	平成26年10月11日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
1790100570	コープいしかわ グループホーム 戸板	金沢市戸板2丁目73番地	生活協同組合コープいしかわ	平成26年10月20日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

●金沢市告示第322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104444	デイサービスセンター クオレ	金沢市伏見台1丁目6番13号	社会福祉法人愛里巢福祉会	平成26年1月31日	通所介護 介護予防通所介護
1770104816	健康ハーフデイ 金沢泉が丘	金沢市泉が丘2丁目1番6号	株式会社アローズ	平成26年10月31日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定の更新をしたので、同法第51条の規定により告示します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定の更新年月日
1710103076	就労支援センター「かがやき」	金沢市間明町1丁目344番地	特定非営利活動法人WAC輝き	金沢市東力1丁目51番地	就労継続支援B型	身体障害者 知的障害者 精神障害者	平成26年11月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
中村 太地 東馬 智子	金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
野口 和寛	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地
西田 咲子 中村 充宏 明星 須晴	うきた産婦人科医院	金沢市新神田4丁目7番25号
吉田 たみ江	金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町1番地1

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市南塚町8番	金沢市南塚町10番地 株式会社金沢自動車 代表取締役 笹野 由彦	

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第129号

平成26年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法

律第100号) 第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年12月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第130号

平成26年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年12月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年11月21日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	横	越		徹
金沢市監査委員	新	村	誠	一

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管・関係局課

団 体 名	所 在 地	所 管 ・ 関 係 局 課
公益財団法人 金沢勤労者福祉サービスセンター	金沢市北安江3丁目2番20号	経済局 労働政策課
公益財団法人 金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号	都市整備局 市街地再生課、緑と花の課 都市政策局 交通政策部 歩ける環境推進課

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、横越 徹、新村誠一、福田太郎

なお、福田太郎は平成26年8月29日に退任し、代わって同年10月28日に横越 徹が就任した。

3 監査の範囲

平成25年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成26年度及び平成24年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

平成26年6月30日から同年11月11日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に添って行われているか、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正か、公の施設の管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、抽出により事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況について調査を行うとともに、関係帳票の照合及び通査並びに関係職員から説明の聴取を実施した。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢勤労者福祉サービスセンター	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢まちづくり財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、公の施設の管理に関する協定書

6 団体の概要

(1) 公益財団法人 金沢勤労者福祉サービスセンター

ア 設立及び目的

勤労者と事業主及びその家族並びに住民に対し、総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者等の豊かな暮らしの実現を通して、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に平成10年10月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産30,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成25年度）

金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助 14,240千円

(2) 公益財団法人 金沢まちづくり財団

ア 設立及び目的

金沢市におけるまちづくり事業及び土地区画整理事業の啓発と推進並びに緑化推進事業の発展と振興を図り、個性豊かなまちづくりの実現と市民の生活向上に寄与することを目的として、財団法人金沢市土地区画整理協会に、社団法人金沢市開発公社、財団法人森の都金沢緑化協会を整理統合して平成12年4月に設立され、平成26年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産50,000千円のうち、40,000千円（出資割合80%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成25年度）

金沢まちづくり財団運営費補助等 2,464千円

(ウ) 指定管理の状況（平成25年度）

指定管理委託料 35,500千円

施 設 名
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場外33箇所

第2 監査の結果

1 公益財団法人 金沢勤労者福祉サービスセンター

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき指摘事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、団体理事長及び所管課長

にその旨指示したので、記述を省略した。

2 公益財団法人 金沢まちづくり財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成26年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月21日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成26年11月26日午後4時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第32号

昭和50年公営企業告示第1号（金沢市企業局出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成26年11月25日から効力を有するものとします。

平成26年11月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

表中 「

株式会社北國銀行	金沢市下堤町1番地	本店
----------	-----------	----

」を
「

株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	本店
----------	---------------	----

」に改める。

平成26年(2014年)11月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)11月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄